

2021年12月11日

ABS指針フォローアップ検討会第1回

# 日本における提供国措置導入につ いての経済学的分析

慶應義塾大学 大沼あゆみ

# 「第Ⅳ期環境経済の政策研究」研究テーマ

「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(ABS 指針)の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究

## 第Ⅲ期の研究テーマ

「遺伝資源の利用により生ずる経済的利益、及びその生物多様性保全等促進への貢献に関する評価手法の研究」

# 提供国措置の経済的側面

提供国措置がある場合：措置の程度に応じて、さまざまな利用規制が発生

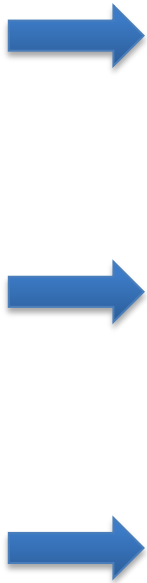
典型的な強い規制である提供国措置（途上国でとられることが多い）

- ① 利用者：利用のための手続きにもとづく認可（PIC）が必要（手続き義務+手数料）
  1. 認可のためには：提供者との金銭的・非金銭的利益配分についての合意（MAT）形成が必要
  2. 利用による成果が出たら実際に利益配分を行う。
- ② 提供国政府：措置の実施のための管理システムが必要→行政費用が発生
- ③ 提供国：利益配分を受け取ることでの効果
  1. 金銭的・非金銭的利益配分による発展
  2. 生物多様性保全

リサーチクエストション（例）～導入による効果、どの程度の強さの規制が最適か？

# 全体を通じた研究内容

提供国措置の導入による多面的影響



<p>費用面での影響分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内経済</li> <li>・遺伝資源価値</li> <li>・手続き費用</li> </ul>	<p><b>ミクロ的分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供国措置の導入の社会的純便益に与える影響に基づく、措置の強さについての分析((1)①)</li> </ul> <p><b>マクロ的費用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業連関分析によるマクロ経済(GDP/雇用)に与える影響((1)②)</li> </ul>
<p>遺伝資源利用に与える影響分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業</li> <li>・研究者</li> <li>・行政</li> </ul>	<p><b>デルファイ法による予測</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家に対する調査((3)①))</li> </ul> <p><b>企業と研究者の利用への影響分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートとその分析による日本における導入影響の性質の把握による政策分析((3)②)</li> </ul> <p><b>隣接分野の既存措置等における費用・便益面の評価 提供国措置導入における行政費用評価((4)②③)</b></p>
<p>広範な効果分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性</li> <li>・地域発展</li> <li>・技術</li> </ul>	<p><b>生物多様性保全への効果分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多国間金銭的利益配分が生物多様性保全に与える影響の理論分析((3)③)</li> </ul> <p><b>名古屋議定書が技術開発に与えた影響分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝資源関連技術の技術開発に与えた影響の計量経済学的評価((1)③)</li> </ul> <p><b>行政・提供者・利用者による影響・効果等の認識による評価</b> 政策提言に向けて</p>

導入のための総合的判断

# 分析結果①

## (1) 遺伝資源の利用から生ずる国内の経済的利益(金銭的・非金銭的利益)の評価

- ・研究開発を通じた遺伝資源の経済価値は取得費用等の変化に対して感応度は低い→提供国措置を導入しても医薬品開発企業の評価には大きな影響はない。
- ・国内外の利用者を区別しない形で提供国措置を導入するのであれば、区別する場合に比較して規制を弱めることが望ましい。

## (2) 日本国内の遺伝資源の提供に係る状況評価

- ・企業/研究者アンケート: 少なくとも国内研究者を介した国外提供は行われている。  
→管理すべき課題の有無はさらなる検討が必要(有効な把握方法に課題あり)。

## 分析結果②

### (3) 提供国措置(情報に基づく事前の同意(PIC)含む)導入が遺伝資源利用に及ぼす影響の予測調査

#### <デルファイ法>

- ・国際的証明としての効果以外は限定的である。
- ・導入する、しない、いずれの場合にも、特に研究開発への配慮が求められる。
- ・導入が遺伝資源を自然資本として保全し、次世代継承につながるかは意見が分かれており、良い影響がもたらされるよう、慎重な制度設計が求められる。

#### <企業/研究者アンケート>

- ・PIC制度など規制的な提供国措置は、利用者にとって大きな影響を与えるものと予測。  
→要否・是非は慎重に検討する必要。
- ・国内遺伝資源の取得にも錯綜する関係法令・手続や提供者同意等に課題。→国内遺伝資源の研究開発を促進する視点を含めて検討する余地あり。
- ・配分利益による域内保全に肯定的。→遺伝資源の適正取得・利用が社会に評価されるCSR的な制度設計の可能性。

## 分析結果③

### (4) 日本での提供国措置導入による費用・便益面の評価

- ・提供国措置の導入国担当者は生物多様性保全等を重視。  
→日本での要否の検討でも提供国措置が生物多様性保全等にとって必要かどうかという視点が重要。
- ・無許可での採取を防止するためモニタリングのための人件費が高額になることが予想される。  
→モニタリングに要する費用も検討に含める必要がある。
- ・社会調査・現地意見交換等：対馬市でのフィジビリティスタディから地域資源付加価値化ポテンシャルの示唆。  
→非規制的な地域的ABSという方向性も（保全・地域振興・政策ツールとしてのABSの有効性評価、活用可能性のさらなる検討、実証も必要）。

# まとめ①

- 便益・費用面での総合評価からは、利益配分を要求するMAT設定を規制条件とするPICについては、その費用面の大きさから、日本で導入することを強く動機づけるような結果は得られなかった。
- 一方で、国内措置を導入することによるプラスの効果も指摘される。
  - 出所の国際証明の効果
  - 遺伝資源利用に際し提供国法規制を遵守することについての社会的評価効果。



## まとめ②

- 非規制的なABSが地域の生物多様性保全と地域の経済発展につながる可能性。
- 典型的な金銭的・非金銭的利益については、そもそも、途上国を想定したものが多くことから、日本ではその全てが十分な効果を持つものとは考えにくい。
- 以上より、経済的費用や研究開発への悪影響を抑え、一方で便益を最大限に発揮する観点からは、PICを取得することの利益を得られる利用者限定した国内措置、すなわち義務制ではなく届出制も考えられる。